

データヘルス計画推進支援業務公募型プロポーザル参加募集要項

1 趣旨

この要項は、京都市職員共済組合データヘルス計画推進支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う、データヘルス計画推進支援業務委託の企画提案方式による委託先の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

別添「データヘルス計画推進支援業務仕様書」のとおりとする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 事務局

本プロポーザルに係る庶務等の事務手続きを行うため、京都市職員共済組合に事務局を設置する。

- (1) 住所 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
- (2) 電話 075-222-3239
- (3) メールアドレス nakcg354@city.kyoto.lg.jp 及び taqbb768@city.kyoto.lg.jp
- (4) 担当者 中村、外菌

5 予定金額

16,500,000円（消費税等を含む。）を上限とする。（5,500,000円/年）

6 参加資格要件

プロポーザルの参加資格として、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者。なお、競争入札有資格者名簿に登録されていない場合であっても、京都市競争入札取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条又は第4条の規程に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。ただし、会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除くものとする。
- (6) データヘルス計画推進支援業務もしくは、医療費分析業務を請け負った実績(民間事業所でも

可とする。)を有すること。

(7) プライバシーマーク又はISO/IEC 27001の認証を取得していること。

7 スケジュール

公募案内の公表	令和6年2月14日(水)
募集要項等に関する質問期間	令和6年2月14日(水)～20日(火)午後5時まで
質問に対する回答掲載	令和6年2月22日(木)午後5時までに 公式ホームページ上で回答
企画提案書等の提出	令和6年2月28日(水)午後5時まで
プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和6年3月5日(火)、6日(水)、7日(木)
審査結果通知	令和6年3月14日(木)

8 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式1)を電子メールで事務局宛に送信したうえで、着信確認の電話連絡をするものとする。

(2) 受付期間

令和6年2月14日(水)～20日(火)午後5時まで

(3) 質問に対する回答方法

回答は、質問書(様式1)に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、令和6年2月22日(木)午後5時までに公式ホームページ上で全ての質問内容及び回答を掲載する。なお、事業者が特定できるような内容については、非公開とする場合がある。

(4) その他

ア 指定の様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は受け付けないものとする。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して事務局から電話等で確認を行う。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(正本)1部

イ 企画提案書(副本)6部

ウ 見積書(正本)1部

エ 見積書(副本)6部

オ 会社の事業概要がわかる会社案内等の資料 6部

カ プライバシーマーク又はISO/IEC 27001の認証取得を証する書類の写し 1部

(2) 企画提案書作成の留意点

別記「企画提案書作成要領」に基づくものであること。

(3) 見積書作成の留意点

宛名は「京都市職員共済組合理事長」とすること。見積金額は税込金額を表示するものとし、総

額と内訳を年ごとに明示すること。

(4) 提出期限

令和6年2月28日(水)午後5時まで(必着)

(5) 提出場所

事務局と同じ

(6) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、送達が証明できる書留等によるものとする。

(7) 複数提案の制限

1事業所が本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めため、下記の要領で選定委員会に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施日時は決まり次第、各提案者に連絡する。

(1) 実施日時

令和6年3月5日(火)から7日(木)のうち共済組合が指定する日

(2) 実施場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所内会議室

(3) 時間配分

各提案者概ね30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

(4) 出席者の人数

1提案者につき3名まで

(5) プレゼンテーションの実施方法

ア プレゼンテーションは、非公開で行う。

イ 提案者は、選定委員会の委員に対して事務局の指定した時刻から順次個別に提出した企画提案書の提案内容について解説するものとする。

なお、企画提案項目のすべてについて解説する必要はないため、実施時間を考慮して行うものとする。

ウ プレゼンテーションは、予め提出した企画提案書により、本業務の中心的な役割を担う担当者が実施するものとする。

エ 選定委員会の委員は、提案者の提案について質疑を行う。

なお、選定委員会の委員以外の者は、提案者に対し質問は行わない。

オ 提案者は、選定委員会の委員からの質疑に対し、回答を行うものとする。

(6) 留意事項

ア 災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時間に遅れた場合は、失格とする。

イ 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いて企画提案書の表現を捕捉する説明をすることができる。その際、使用する機器は提案者において用意し、事務局は電源のみ提供する。

なお、機器を使用する場合は、事前に事務局に申し出ること。

ウ 当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容についてのプレゼンテーシ

ョンを行ってはならない。

1.1 選定方法

(1) 受託候補者の選定・審査方法

公募型プロポーザル方式とし、選定委員会が、提出された企画提案書による審査（以下「書類審査」という。）とそれに関する提案説明（プレゼンテーション・ヒアリング）の結果を基にした総合的な評価を行い、最もふさわしい一者を選択するものとする。

選定委員会の各委員における審査項目ごとの点数の合計を評価点（100点満点とする。）とし、選定委員会のすべての委員の評価点を平均した点数が最も高い者を受託候補者として選定する。選定委員会のすべての委員の評価点を平均した点数が同じとなった者が複数の場合は、選定委員会の委員の合議により順位を決定し、選定する。

なお、提案者が一者だった場合、選定委員会のすべての委員の評価点を平均した点数が50点を超えた場合は、受託候補者として選定する。

(2) 審査結果通知

審査結果については、参加した提案者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表するとともに、電話若しくは電子メールにて令和6年3月14日（木）までに通知する。

1.2 契約の締結について

受託候補者として決定された者は、データヘルス計画推進支援業務（データ分析・重症化予防等）に関わる契約書を京都市職員共済組合と締結するものとする。

業務内容の詳細については、審査結果通知後、受託候補者と再調整をしたうえで決定する。

なお、調整が不調となった場合は、選定委員会のすべての委員の評価点を平均した点数の順位が2番目の提案者と調整を行う。

1.3 提案の無効に関する事項

次の各号の一に該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき。
- (2) 別記「企画提案書作成要領」に適合しないとき。
- (3) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- (4) 受託候補者の選定時点において本要項の「6 参加資格要件」に掲げる要件を満たさない者が提案したとき。
- (5) 2件以上の提案をしたとき。
- (6) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき。
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (8) その他、当組合が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

1.4 その他

- (1) この事業に応募するために要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

- (4) 提出された書類及び電子データは、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提案募集に参加する者は、受託候補者決定後において、本要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (6) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に係らず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、当組合が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は著作者人格権を主張しないものとする。